

## 雲照律師・本真尼・夫人正法会の被災地支援

—明治廿七年山形県庄内地震救恤・廿九年三陸大海嘯補遺—

田中悠文

□はじめに

前号では明治二九年（一八九六）発生の三陸大海嘯に際し、近代の日本仏教を代表する高僧の一人である雲照律師、そして律師ゆかりの女性信徒組織の「夫人正法会」による被災地支援（田中⑤参照）に積極的に参画され、のみならず自ら現地におもむいてひたむきに救恤と慰問に従事された三河の浄土律の尼僧・颯田本真尼の人となり、ならびに救恤施行に挺身されるにいたった動機についての考証結果を報告した（田中⑥参照）

今回は、従来未詳とされていた雲照律師と本真尼の「授戒・受戒」を軸とした公的交流の時期、およびその具体的な様子について当時の記事にもとづき紹介する。

さらに、その事実をふまえ、本真尼による明治二七年山形県酒田大震災（\*一八九四、庄内地震）救恤（田中⑥）、および二九年三陸大海嘯（田中⑤）における前述の三者の協力によって実施された救恤活動の全容について報告する。

本稿の意図は、明治時代の日本仏教の僧侶・尼僧が、時代や地域をこえ突発的に発生する自然災害と、それに誘発されてひき起こされる二次災害などがもたらした被災地の惨状に接したとき、如何なるおもいを懐き、どのような行

動をとったのか？あくまで特定宗団による活動ではなく、個人としての僧侶・尼僧、およびその趣旨に賛同した有志者による義援行為の一事例の報告紹介を通して浮き彫りにすることにある。

◆《史料一覧・同略号》

- ① 『法の母』（一八九三、夫人正法会／法の母）
- ② 『十善寶窟』（一八八七、十善会／寶窟）
- ③ 草繁全宜編『釋 雲照』（一九一四、徳教会／雲照）
- ④ 藤吉慈海編『布施の行者 颯田本真尼』（一九六八、春秋社／藤吉。略伝、逸話、年譜）
- ⑤ 田中悠文著「釋 雲照律師と夫人正法会の被災地支援―明治二十九年発生 東奥三陸大海嘯被災地の救恤活動―」（二〇一二、『現代密教』第二三三号／田中⑤）
- ⑥ 同右 「颯田本真尼の被災地支援―明治三陸大海嘯救恤前史・同廿四年濃尾大震災救恤にいたる編年史的報告―」（二〇一三、同第二四号／田中⑥）

\*各種史料からの引用文は、読みやすさを考慮して適宜句読点をほどこした。

\*◎印の記事は、従来未詳の点について、今回新たに判明した史実を紹介したものである。

〈一〉 雲照律師と本真尼

◆目白僧園（\*僧園）の土砂加持会

目白白馬台の十善会根本道場・百福莊巖山新長谷寺では、毎月六日午後、好徳菩薩（俗名青木貞三。十善会発起人。山岡鐵舟居士と共に僧園の本願主）および十善会々員物故者諸精霊回向のため土砂加持会奉修（『法の母』第一號、

十善会広告)

◆夫人正法会発足

明治二十六年(一八九三)七月八日、東京市芝区愛宕下町の曹洞宗萬年山青松寺にて夫人攝受正法会発足(々雑録◎  
本会発会式の景況也)

同会の設立趣旨は、四恩・十善を報恩の基礎・道德の標準となし、勝鬘夫人の十種大願の勝筋を慕い婦人の美德を  
はぐくむことにあつた。

毎月雲照律師や北野玄峯禪師をはじめとする有徳の高僧を招き、講義や法話を聴聞、会報『法の母』に掲載、広く  
朝野の会員に頒布した(々本会広告。夫人攝受正法会創立の趣意の要約)

◆僧園月並御影供

毎月二一日午後一時より弘法大師御影供奉修(々十善会広告)

◆僧園月並護摩供と大般若経真讀会

毎月二八日午後一時より本尊不動明王護摩供および大般若経真讀会奉修(々)

◎本真尼の正法会入会

八月、本真尼が夫人正法会に入会

同年十二月二八日発行『法の母』第六號広告本会々員喜捨金表に「金七十錢」自廿六年八月、至廿七年二月」全颯  
田本真」とある。この記事が同会ひいては雲照律師と本真尼の公的交流が確認できる初見である

◆僧園布薩会始修

同月十一日、律師移東後初となる布薩会開延。同日『十善法語』の講義開始(々第二號十善会広告)

◆雲照律師の著述

同年、律師が『人の道』を著す

◆僧園授戒会始修

十月八〜九日、律師移東後初の菩薩戒授与式開壇（〳第四號夫人会広告。秋季菩薩戒授与式）

◆僧園護摩供と大般若真讀会

毎年十二月二八日〜翌年正月三日まで本尊不動明王護摩供奉修。

あわせて鎮護国家祈願のため毎年末二八日に『大般若經』開繙、正月一月間真讀、同二八日結願（〳第十九雜録◎鎮護国家の大法）

◎明治二十七年（一八九三）一月二八日、夫人正法会々友表に「三河 颯田本真尼」の名が掲載（〳第七號夫人会広告。正法会々友表）

◆道樹律師『仁王会』再興発願

二月一日、十善会講師・正法律維持・河州高貴寺々務兼攝州米谷清澄寺主の道樹律師が「『仁王護國經』印施一千部、並びに讀誦勸發文」告知。十善会々員・夫人正法会々員・国内の多くの仏教徒に対し、天災・人災などの災禍を未然に防ぐため『仁王經』の讀誦を勧めた。

時代的、内容的に本真尼の被災地救恤の意識と一脈通じたものがあるので以下抄訳紹介する。

「今や我等太平の聖代に生れ安穩に生を送り各自その業に安むざること聖皇の恩徳によらずむばあらず。我等各々応分の報恩を謀らずして可ならむや。」

世大平に属すと雖も時に天災・水殃なきこと能はず。維新の変・西南の乱、人命を損せしこと少しとせず。又水害の河・紀・尾・濃・中国・九州等を禍せしこと頗る酸鼻に堪えざるものあり。此等の災禍、之を未然に防ぎ聖代の恩恵を天下に普からしむる法なきか。（

竊に惟ふに往昔皇道盛なりし時、天災・地殃あるときはかならず諸山・諸寺において持戒・有徳の僧をして『大般若經』を讀誦し『仁王会』を行い又宮中において『仁王会』を行いたまひしこと数々なりき。

茲を以て明治の初年、南山隆僊律師・雲照律師等此の法を再興修行せむことを企図せられしかども時機いまだ熟せずして終に行はれざりしは有志のもの、歎息に堪へざるところなり。

依て今回発願するは事の成り易きを計り

此の經一部以上を印施するか

又は此の印施の經を受けて正・五・九月各十回以上を讀誦し

又は一年に十部を讀誦するか

縑素を擇ばず各自の意向に任せて誓言豫約を請はむとす。

庶幾くは皇恩の万一を報ずることを得むか。又冀くは各自此の經の功德を体信し年々相續して恒例となし上天恩に報じ下万庶を安むじ風雨順時・五穀豊饒を至禱懇祈あらむことを。

伏して乞ふ。同胞の諸大徳および諸々の縑素、子が微志を省察して速に所願を満足せしめたまはむことを敬白。」(〃

第八號雜感)

◆僧園新年祝禱会

三月九日、雲照律師導師・僧園闍衆助衆で護摩供奉修。『金剛般若經』と密咒を念誦して明治天皇・皇太后・皇后・

春宮の寿命増長と四海泰平・萬民豊樂を祈願(〃第九號雜録)

◆僧園涅槃会

三月二一日、釈尊涅槃会と例月布薩会奉修。日程上、正御影供は二十日午後一時に延引(同號雜録。涅槃会修行)

◆僧園春季授戒会

五月六〃七日、十善会春季菩薩戒授与式開壇

◆兩國大徳院の受明・結縁灌頂会

十三〃十五日、僧園外護者の田中居士発願により、律師を大阿闍梨に屈請して受明灌頂勤修

同二三～三十日、結縁灌頂勤修（〳第十號雜録）

◆僧園積尊降誕会

二八日、旧曆四月八日に当たり、律師・清衆一同出仕により積尊降誕会奉修（〳第十一號雜録。積尊降誕会）

◆夫人正法会創立一周年

七月五日、同会発足一周年（〳第十三號雜録。夫人正法会一周年期の祝詞）

◆大鳥山神鳳律寺什宝施入

十二日、同寺什宝『秘密金剛胎藏両部大曼荼羅』二軸・『釈迦・文殊・弥勒三尊』一軸・『三千仏』三軸の大幅六軸、および篤信者寄進の泉涌寺様木製金箔仕上げ舍利塔一基が僧園に施入。律師・清衆一同で大曼荼羅並に宝塔供養式奉修（〳。大曼荼羅並に宝塔供養式）

◆僧園孟蘭盆会

十六日、孟蘭盆会と施餓鬼奉修（〳。孟蘭盆供）

◆僧園仁王経讀誦祈願会

八月、律師・清衆一同出仕にて三國和敬のため『仁王護国般若経』を拝読祈誓（〳。祈祷御修行）

◆僧園大般若真讀会

二八日、『大般若経』真讀開白（〳第十五號雜録。真讀大般若）

九月二八日、結願（〳。真讀大般若経）

◆僧園土砂加持会・施餓鬼法

十月一日、律師・清衆一同出仕にて好徳菩薩・十善会・正法会々員諸精靈・平壤及海洋島海戦戦死者追福の加持土砂秘法・施餓鬼法奉修（〳第十六號雜録。戦死者追薦）

◎本真尼の菩薩戒受戒

十月七日、十善会秋季菩薩戒授与式が雲照律師戒和上にて開壇。本真求寂尼、性音・浄倫・祥瑞等の近住尼が上京し受戒

まず十月二～四日の三日間、新築なった十善戒堂にて受戒前行として『三千仏名会』勤修。去る七月に東京屈指の豪商・森村以敬居士が奉納した『三千仏』の大幅を本尊に滅罪生善・得戒成就のため如法に勤修された（〓第十五號十善会広告）

受戒会当日、午前九時頃集会。同刻、和上登壇して受戒の意得法話（内容は第十六號の法苑『菩薩戒会垂示』に掲載）十一時、一旦下座。

午後一時、正授戒。各々香湯にて薰沐して身心を清めて上堂、三時無魔得戒（〓第十六號十善会広告）〓菩薩戒授与式模様）

◎本真尼の寄進

同月中、本真尼は正法会に特別寄付志納（〓第十七號夫人会広告）◎本会々費喜捨金表（十月中）「金壹圓 特別寄付 三河 颯田本真尼」

◆僧園秘密大法会

二八年（一八九五）一月八日、神鳳律寺什宝の大曼荼羅を開展、大壇・両護摩壇・五大尊・十二天等の七箇の壇場を莊嚴し、律師を大阿闍梨に、大衆一同丹誠をぬきんで鎮護国家の秘密大法を一七日間嚴修。三國平和祈願（〓第九號雜録）〓鎮護国家の大法）

◆中山二位ノ御局の僧園参詣

二三日午後一時、大法嚴修に應え明治天皇の生母・中山二位ノ局（当時）自ら参拝。本尊宝前にて焼香・礼拝、律師から三帰・十善戒を禀受、法話聴聞（〓雜録）〓二位局御方）

◆僧園四座講式と略布薩会

二月十一日午前八時～午後三時、陰曆二月十五日、三浦觀樹中将寄進の涅槃像を開展、如法に供物を弁じ四座講敝修。同三時三十分から略布薩修行（ク第廿一號雜録◎釈尊涅槃會）

◆僧園釈尊降誕會

五月二日、旧曆四月八日に当たり降誕會奉修（ク二三號雜録◎僧園道場の誕生會・『寶窟』第六二輯雜録）

◎僧園春季授戒會と本真尼の授戒

五月五日、十善會春季菩薩戒授与式開壇。

一～三日の三日間、受者の前行として『三千仏名札』修行。

授戒當日、午前九時頃集會。十時、律師登壇。授戒意得法話。齋食後、午後一時から正授戒。戒師登壇。三時、得戒。新・重受者、都合六百名。

本真沙彌尼（生年五一歳）・念称・教真・真瑞の三近住尼が授戒。

◎本真尼一行の重受戒

翌六日、臨時菩薩戒授与式開壇。十一時過ぎ法話。午後一時正授戒。二時四五分得戒。本真尼と三人の近住尼が重受。

◎本真尼一行の八齋戒受戒

同日、受戒後、本真尼と近住尼等が雲照律師から八齋戒受得（『法の母』第二三號雜録◎十善會春季菩薩戒授与式概況・◎臨時授戒・◎八齋戒受者・『寶窟』第六二輯雜録）

なお『法の母』第二三号には「～乃ち愛知県三河国徳雲寺本真尼は客歳夏・秋両度上京受戒せられたるが、こたび亦その資三名を具して遙々上京得戒せられたり。～」（ク雜録◎正法恢復の前兆）、また「～昨夏本真尼の風采を見るより～昨年の秋季菩薩戒に付、本真尼再上京ありしかば～」（ク）と報じている。

この記事によれば、本真尼はこの時点で雲照律師から少なくとも三度にわたり受戒していたことが知られる。



二二 山形県酒田町の震災救恤

◇本真尼の庄内地震救恤①

五月二一日、前年十月山形県を襲った震災救恤のため私財の金百円、三河・美濃・東京の篤志家寄進の手拭い・風呂敷等十八梱を携え飽海郡酒田町に赴き罹災者千百戸に施行（藤吉年譜）

◎『法の母』第二三号雑録には「く聞く所に依れば本真尼は山形県にて昨年震災の惨禍に罹りしものを救恤せんが爲め、法縁なる某尼と協力して衣類・反物等凡て身を資くるものを勸化して取纏め、且つ幾分の法縁をも結ばしめんとして、戒師大和上の『人の道』並『仏教徒の軍事に対する観念』各一千部を印刷し、這般上京の序で巡教救済せらるるよし。」（く◎正法恢復の前兆）、『寶窟』第七一輯雑録には「く而してこの震災救恤は昨廿八年五月、僧園に於て師弟共四人授戒後のことなりけるが、その秋十一月頃再び彼の地に赴きて施行し、本年一月中頃歸京して直に歸県せられけり。さてその救恤品は、初回到戒師大和上の『人の道』及び『軍事に對する観念』并に無能上人の『本願和讃』等都合三千餘部。衣類は三河有志者の分十五貫目く」（く◎福田の餘光）として、本真尼による庄内地震救恤施行を報じている。

◎本真尼の寄進

五月中に正法会と目白僧園に喜捨供養料志納（く第二四號夫人会広告◎本会喜捨金表（五月中）「金壹圓二十錢自廿七年三月、至廿八年二月 三河 颯田本真尼」・寶窟第六三輯広告◎僧園僧供養料人名（五月収）に貞照律師・徳雲尼寺・颯田覚次郎・最嚴律師・颯田さと子・颯田本乘尼・颯田菊子・称圓尼・颯田本真尼の名がみえる）

◆僧園夏安居

六月八日から百十八日間、夏安居を結ぶ（く第二四號雑録◎結夏安居）

◆夫人正法会開設三周年

七月四日、同会発足三周年（〓第二五號雜録〓謹みて夫人正法会第三週の紀年を祝す）

◆僧園孟蘭盆会

十六日午後一時より孟蘭盆会奉修（同雜録〓孟蘭盆会）

◆目白僧園規則改正并学徒徵集決議

二二日、僧園規則改正（〓第廿六雜録〓僧園規則改正并学徒徵集）

◇本真尼の庄内地震救恤②

七月四日、仙台市大町五丁目佐々木重兵衛居士と市内の篤志家からの救恤物資百十八梱を携え再度山形県酒田町へ施行に赴く（年譜）

◎『寶窟』第七輯雜録には「去る頃ある一老尼が年若なる二三の侍者を隨ひ、いとも殊勝に雁行して仙臺の大通りを横ぎりけるに、彼市にて屈指の豪商佐々木重兵衛となん呼べる人この老尼等の姿をチラと見るや、何れも無欲無染の鼠色の衣にアジロ笠をかぶり手には周圍無底の鐵鉢を捧げて六字の名號を唱へつゝ、行脚しけるその風彩はドコとなく気高き所ありていと尊く見へければ、彼の佛のみよに名もたかき蓮華色比丘尼の威儀も斯くやと思われて轉々戀慕歸依の念に堪へざりけむ。

急ぎ老尼の側に進み來り五鉢を地に投じて言いけるよう「老尼等は何處の方にて何處へ指して行き給ふや。願くは暫し弊屋に憩へ給へと」請じけるに老尼等は快よくその招きに應じて彼の邸に到り、さて徐ろに語るやう「吾等事、三州幡豆郡吉田村徳雲寺の住持なるが、彼の廿七年の山形縣酒田町に於ける震災の慘状を聞き及びてより哀憐の情に堪へず。せめて些少なりとも義捐を募りて恤まばやと思ひ乃ち三州及び東京等の信心の方々より故着の類の施しを受け、もはやそれ、罹災者に分配し畢りて歸途に就きたるなり」と云いければ、重兵衛氏は之を聞き忽ち頭を下げ手を座に据へて曰く「遙々と關西より來りて斯くまで慈善の業を作し給ふかや。あゝ我等の貪欲は慚死するも餘りあり。そもこの貪欲強き我等もしや今日尊尼に逢わざれば終身この慳貪餓鬼の奴隸となり、いかなる惡趣の苦報をか受くる

ならん。只今尊尼の質素なる姿を拝み物語を聞き、始めて少欲知足の眞味を悟り心の涼しきこと喩ふるにも「なし」とて悲と喜の涙にむせび、しばし頭をあげざりき。

而して此夜は強て老尼に一夜のやどりを請ひ、こゝに己れは蚊帳五十張と衣類數十枚を喜捨し、尚その親戚等にこの趣を知らせけるに、皆々希有の信心を起し立ろに數百枚の古着類の喜捨ありければ、老尼等は再び酒田町へ立戻りて右の衣類をば被害者に配與し、更に又到る處に於て震死者追善をも鄭重に修しけるに、法會了りて善男善女の法話を請ふもの夥だしきも、尼の身として高座に登るは非法なりとて坐ながら十念を授け十善の話を爲せしに毎夜法益に潤ふもの千餘人もありしとぞ。

〳仙臺にて蚊帳五十張・故着類八十貫目。尚美濃の智曉庵主と共に手拭及び風呂敷等五十圓分程購求して施物中に投じ〳〳(同◎福田の餘光)と仙臺から酒田町に舞い戻り、再度庄内地震救恤施行に努めた詳しい事情を報じている。

◆雲照律師の千衣袈裟供養勸進

九月二八日、律師は『千衣袈裟裁縫施供勸進の疏』を著して、慈雲尊者・海如律師等の芳飭を慕い袈裟千領供養願を告知(〳第廿七號庭訓・雜録◎袈裟裁縫并に受八齋戒者)

◆僧園秋季授戒会

十月六日、秋季授菩薩戒会開壇(〳第廿八號雜報◎僧園秋季授菩薩戒会の概況)

◆本真尼実弟等の正法会寄進

十一月二八日発行の『法の母』第二九號の正法会隨喜員表に、本真尼の実弟のうち伊藤徹門・貞照院徳門(両和尚、ならびに全て七名の三河の人々が名を連ねた(〳〳本会広告。本会隨喜員表)

◇本真尼の庄内地震救恤③

十二月、三河・美濃・東京・仙台等から勸募した救恤用衣類三五捆を携え三度目の酒田町施行に赴く(年譜)

◎『寶窟』第七一輯雜録には「〳〳その次回には『人の道』及び無能上人の『本願和讃』等三千餘冊。衣類は三河及び



◆雲照律師の帰還

五月十七日、三月末頃インフルエンザに罹患して信徒の薩摩治兵衛居士邸にて養生していた律師が快復して僧園に帰山（『第三五號雜録』○戒師大和尚御病氣平癒／田中⑤八三～八四頁）

◆僧園積尊降誕会

二十日、積尊御誕生会灌沐式厳修。律師が十善戒授戒と法話を行う（『雜録』○僧園御誕生会の模様）

◆本真尼の寄進

本真尼が十善会に金八十錢寄進（寶窟第七一輯、広告◎十善会特別喜捨金表（一月収））

〈三〉三陸大海嘯救恤補遺

◆僧園春季授戒会

六月七日、十善会春季菩薩戒授与式開壇。

本真尼をはじめ智眼・成功・照圓・淨光・明雲・智雲・祥縁尼等が受戒した。

またこの時、後の大本山増上寺法主の大島徹水上人が受戒され雲照律師の戒弟とられた（『寶窟』第七五輯）

◆陣幕関の三陸大海嘯追弔施餓鬼会

同二八日～七月四日、大相撲横綱の陣幕通高関が施主となり、僧園において七日間、東奥三陸大海嘯溺死者追弔のために大施餓鬼會奉修（『法の母』第三七号雜録◎海嘯溺死者追弔會）

◆本真尼縁者の僧園供養料寄進

同月、三河の貞照院・徳雲寺・最巖寺・坂稱西尼・糟谷かま子・颯田覺次郎・同さと子・同本乘尼・同菊子の各位が臨時に僧園僧供養料寄進（『寶窟』第七六輯広告◎僧園僧供養料人名（六月収））

◆雲照律師の三陸大海嘯被災地救恤よびかけ

七月二日午後一時、愛宕下萬年山青松寺にて第二八回夫人正法会法話会開催。体調回復した雲照律師が「歸依三寶の法話」(同法苑)を演説。三陸大海嘯の被害により亡くなった三万余人の方々を悼み、会員各位に救恤活動への積極的協力を訴える(々第七七輯雜録◎東奥三陸被害者施行慈善の功德・◎天變地異・◎夫人正法会の義舉・正法会広告ほか)

◆雲照律師の本真尼への三陸救恤要請

七月三日正午、律師は本真尼にあて、三陸救恤を要請する書簡を発信した。

「〓今回の大海嘯は前代未聞の大変事は前より耳にするとところなりしも、未だその實際を聞かざりしが、昨夕よりその体験録なるものを見るに、実に惨状言語に絶したること多々なり。

ついでには彼の釜石あたりの病院に医師・看護人、及び薬剤の欠乏、なかんづく繃帯になすべき衣類・反物なく、中には古ねまきなどを以て繃帯し、不潔・不足極りなしとの趣なれば、片時も早く古着、及び破裾とりあつめ彼の地へ送附いたしたく候う間、片時もはやく御出京の上、戸々にいたり十善・六波羅蜜の大体をかたり、人に慈善の志を動発せしめられたく希望に堪えず候う也。

明治廿九年七月三日正午

雲照 合掌

本真老尼前」(逸話 二〇 函館見舞記 一六五―一六六頁)

これによれば、律師が具体的な被災地の実情に接したのは、書簡を発信する前日の七月二日、つまり第二八回夫人正法会法話会において壇上から被災地支援を訴えた当日の夕刻であったことがわかる。

加えて、この書簡からは、本真尼が上京した上で現地におもむき、実地に救恤施行にあたられたのは、律師の熱心な要請に応えてのことだったという事情がうかがわれる。

◆僧園三陸大海嘯追弔土砂加持会・施餓鬼会

同四〜六日の三日間、海嘯溺死者追弔のために光明眞言加持土砂秘法ならびに大施餓鬼會奉修。大卒塔婆一基建立、亡魂の冥福を祈った（〳〵雑録◎海嘯溺死者追弔會）

◆本真尼の上京

十三〜二十八日、正法会募集の三陸罹災者救恤品の取り調べ、および荷造り等のため本真尼が弟子一人を伴い上京（〳〵雑録）

◆正法会第一次援助物資募集締め切り

二十日、正法会は第一次東奥三陸罹災者救恤物品等の募集を締め切る（〳〵雑録）

◆正法会援助物資寄進に謝意

二八日、正法会は三陸大海嘯被災地への五万余点にのぼる衣類等の喜捨行為に対し『海嘯被害者へ救恤せられし諸君諸姉妹に呈するの謝辞』を公示して謝意を表した（〳〵雑録）

◆援助物資に洒水加持

同日午後四時、雲照律師は僧園大講堂にて、正法会勧募の義捐品に灑水加持を施し、『衣服加持』を行じた。

また参拝者一同に十善戒を授与し、加持作法の功德について法話した（『法の母』第三八號雑録◎義捐品御加持）

◆被災地へ援助物資発送

同八月一日、義捐品発送。僧園の熱心な施主の一人であった升本喜樂翁が正法会事務所から上野駅までの運送に從事した（〳〵第三八號雑録◎升本喜樂翁）。

同日午後、本真尼は二名の弟子をしたがえて上野駅から汽車にのり仙臺へ向けて出発した。

その際、律師は追弔化導の要心として「亡靈得脱の爲には土砂を供養し、若し死躰の發見せざるものには海上に出で、一心に誦咒念仏して之を波上に投じて回向すれば亡者假令如何なる處にあるも此神砂必ず其處に至りて亡者淨土に往生することを得る」（〳〵上・『寶窟』第七七輯雑録◎土砂施與）と懇ろに教示している。

◇宮城県下の慰問と施行

◆本真尼仙台に到着

二日、一行は仙臺に到着し、その日は庄内地震救恤に際して仏縁を結んだ佐々木重兵衛居士宅にて一泊（『法の母』第四一號雜録◎巡錫中の概況）

◆宮城県庁訪問

三日、県庁に赴き勝間田知事に面会。正法会から派出された経緯等を伝える。同知事は懇切丁寧に各地の郡役所等にその旨を傳達して巡錫の便宜をはかった（『第三八號雜録◎三陸だより・第四一號雜録◎巡錫中の概況』）

◆仙台出發

四日は同地に滞在、翌五日午後、仙臺を發ち鹽竈に到達して一泊（『シ』）

◆鹽竈出發

翌六日、鹽竈港より乗船して牡鹿郡石巻港にいたる。船中において溺死者回向のために地藏菩薩の御影を取り出して『流水供養（地藏流し）』奉修（『シ』）

◆牡鹿・桃生慰問

七日、二郡の役所を訪ねて慰問

◆十五濱にて回向

七～九日、十五濱の被災地に赴き三日間滞在して一々墓所に詣でて回向した（『シ』）

◆十三濱にて慰問と施行

十～十三日、十三濱に出て相川・小指・大指・谷倉・長清水・田の浦等十里あまりの地域をもれなく慰問して救恤品を施行。

志津川に出るとただちに郡役所と病院を訪れて収容者を勞り救恤品を施した。また法話をおこない十善戒と念仏を授けている（『シ』）



◆清水濱へ気仙沼間にて慰問と施行

十四日、清水濱に出る。そこから気仙沼までの八、九ヶ村・二六、七の字とおほしき被災地をもれなく慰問・施行した(シ)

◇岩手県下の慰問と施行

◆気仙沼到着

十七日、気仙沼に到着。すでに発送した救恤品が届いていたので、まず病院を慰問して救恤品施行。以後、荷物を馬の背に載せて気仙郡唐桑村・横田村等の各地を施行した(シ)

◆追加救恤品受領

二一日、尾張の小西三郎居士からの救恤品が一ノ関に届く。報せを受けて早速受け取りに出向く。

途中とある老夫婦の宅にて齋食し、地藏尊の御影を授ける。夫妻が地震や津波を怖れる様があまりに哀れでならなため、約二時間ほど慰めた(シ)。

翌二二日の朝方、急ぎ一ノ関へと向かう途次、通りかかった険しい崖道に巖石が崩落しているのをいぶかしみ近くに居た女性に尋ねたところ、昨日の午後の地震で崩落したことがわかった。もしあの老夫婦を慰めるのに留まっていなければ丁度巖が崩れた頃にそこを通っていたのであった。

午後一時、一ノ関に到着。荷物を受け取り馬車にて積み帰り、末崎・大船戸・綾里・越喜來・大明戸・唐丹等の各村落を施行した(シ)

◆岩手県知事 服部二三氏より正法会に来簡

八月五日付けで正法会からの援助物資四〇荷の発送、ならびに本真尼派遣の連絡についての謝意を伝える書簡が届く(シ 第三八號雜録◎三陸知事の謝状)

◆宮城県知事 勝間田 稔氏より正法会に来簡

八月六日付けで「目白僧園總理 釋 雲照殿」宛にて、本真尼の現地入り、および同尼が持参した地藏尊（々影）・加持土砂・『人の道』・衣類などの援助物資、また本庁職員のために用意した新寶丹五〇包・あせしらず五〇包の差し入れに対する謝状が届く（ク）

◆青森県知事 佐和 正氏より正法会に来簡

八月十日付けで正法会にて同氏から海嘯罹災者救恤金五拾圓の受領報告が届く。

同十二日付けで重ねて義援金寄贈の謝意、ならびに本真尼の派遣と同尼による被災者の慰問、救恤施行に対する謝状が届いた（ク）

◆本真尼の近況報告

八月十六日、本真尼は正法会にて、宮城県本吉郡気仙沼町より消息を発信（ク第三八號雜録◎三陸だより）

◆洪水各地で発生

八月三十一日、和歌山県紀の川ほかで洪水発生（ク第三八號雜録◎洪水各地に溢る・◎哀れなる話）

◆宮城県本吉郡長・八々女盛次氏より正法会に来簡

九月二日付けで感謝状来着（ク第三九號雜録◎海嘯被害地よりの感謝状）

◆岩手県気仙郡越喜來村長・及川太郎氏より正法会に来簡

同十三日付けで同日の本真尼による現地の慰問と施行に対する感謝状来着（ク）

◆同県陸前國氣仙郡吉濱村長・新沼武右門氏より正法会に来簡

同十五日付けで同日の本真尼による現地の慰問と施行に対する感謝状来着（ク）

◆同県南閉伊郡釜石町出張局郡書記・勝田久之助氏より正法会に来簡

同十九日付けで本真尼の慰問と施行、ならびに役場職員への『寶窟』『人の道』『十善戒自受法』等の授与に対して

感謝状来着（ク第四十號雜録◎海嘯被害地よりの感謝状）

◆釜石港施行

同日、釜石港に出、病院や西閉伊郡役所出張所を訪問。被災者各位にもれなく施行（ク第四一號雜録◎巡錫中の概況）

◆両石（重茂）施行

二三日、両石に出、大槌・舟越・織笠・山田・大澤・重茂等の十餘ヶ村を施行（ク）

◆岩手県東閉伊郡山田町役場臨時町長代理・武藤六右衛門氏より正法会に来簡

二四日付けで本真尼の慰問と加持土砂・守り札等の施行に対して感謝状来着（ク第四十號雜録◎海嘯被害地よりの感謝状）

◆同県氣仙郡綾里村役場・同東閉伊郡宮古町長甘南備正雄氏より正法会に来簡

二八日付けで前日の現地における本真尼の慰問と施行に対する感謝状来着（ク）

◆同郡崎山村長・山内英昌氏と東中北閉伊郡役所・吉田禎藏氏より正法会に来簡

二九日付けで前日の現地における本真尼の慰問と施行に対する感謝状来着（ク）

◆同二九（十月）八日、田老から南九戸郡をまわり岩手県の施行を終了（ク第四一號雜録◎巡錫中の概況）

◇青森県の施行

◆三戸（港間）の慰問と施行

同九（十四）日、青森県三戸郡の被災地に入り、鮫・港を施行（ク）

◆岩手県北閉伊郡普代村長・立花源作氏と青森県三戸郡湊村助役・山田利雄氏より正法会に来簡

十月十二日付けで前日の現地における本真尼の慰問と觀世音菩薩尊像や手拭い等の施行に対して感謝状来着（同第四十號雜録◎海嘯被害地よりの感謝状）

◆同県前郡百石村長・佐瀬涉氏より正法会に来簡

同十四日付けで前日の現地における本真尼の慰問と施行に対する感謝状来着（ク）  
◆上北郡施行

同十五、十七日、上北郡に到達、百石・三澤両村を施行。以上で青森県下の被災地慰問と施行を終了した。帰路、南部の宇曾利山（\*恐山）参詣（ク第四一號雜録◎巡錫中の概況）

◆岩手県東閉伊郡田老村長・岩泉政夫氏より正法会に来簡

同十八日付けで九月二八日の現地における本真尼の慰問と金四圓等の施行に対して感謝状来着（ク第四十號雜録◎海嘯被害地よりの感謝状）

◆盛岡県庁訪問

同二五日、盛岡県庁に立ち寄る（ク第四一號雜録◎巡錫中の概況）

◆十善会員海浦義觀師の觀音像二千余體寄進

同九月中、同師が護摩の灰で調製した十一面觀音尊像二千餘軀を本真尼の施行に寄贈（ク第三九號雜録◎殊勝の施行）

◆本真尼の帰京

同三一日、午後歸京。直ちに僧園に雲照律師を訪ねて巡錫の無事完遂を報じた（ク第四一號雜録◎巡錫中の概況）

◆岩手県氣仙郡高等小学校首席訓導・安田喜三太氏から本真尼に来簡

同十一月四日付けで尼僧に感謝状が届く（ク）

◆本真尼正法会帰着挨拶

同五日、愛宕下萬年山青松寺における同会の第三十回法話会に参会。席上、僧園の某沙彌より本真尼の海嘯被災地からの歸京と巡錫の概況が告げられ、同尼の紹介があつて閉会。

なお同夜は深川の飯塚居士の招きに応じ同家に一泊（ク）

◆本真尼徳雲寺に帰山

翌六日、新橋駅発の汽車にて三河の自坊へと歸錫（ク）

〈四〉雲照律師の三河地方巡錫

◆本真尼の寄進

同三十年（一八九七）二月、生年五三歳のとき、夫人正法会に喜捨金一年分施入（ク第四五號本会広告）◎會員喜捨金表（二月中）

◆正法会印度飢饉救恤金勸募

三月付けで、同会は『印度饑饉の救済を乞う書』を公示して義援金勸募。四月三十日（ク第四六號広告）に予定したメ切日は六月二五日（ク第四八號廣告）まで延引

◆僧園春季授戒会

四月四日、春季授菩薩戒會開壇。

本真尼・智眼尼が受戒（ク第四六雜録）◎僧園春季授菩薩戒會の模様・◎上京受戒者・『寶窟』第八五輯雜録◎十善會春季授菩薩戒會模様・◎上京受戒者）

◆印度飢饉に寄進

二二日、夫人正法会の印度饑饉救済金に、三河の縁者四名とともに寄進（ク第四六號廣告）◎印度饑饉救済金喜捨表「金壹圓・三河・颯田本真尼」

◆本真尼の奥羽地方巡錫

同日、本真尼は印施のための律師著『人の道』数千部を携え、尼僧一人をとまない上野駅から奥羽地方慰問に出発（ク雜録◎上京受戒者）

◆本真尼徳雲寺に帰山

七月中旬、四月中旬から奥羽地方を巡錫して法施にはげまれていた同尼一行が自坊に帰山（〳第五十號雜録◎雙美談）

◎雲照律師の徳雲寺巡錫

◆雲照律師の三河地方巡錫

三一年（一八九八）七月二三日、本真尼生年五四歳の年、雲照律師が三河に巡錫された。

同日午前七時、律師の座乗した列車が岡崎駅到着。

午前九時三十分、律師が大聖寺に到着。

午後三時過ぎ『十善業道経』講説。

午後四時、登壇。三歸・十善戒授与。終つて法話。この日は幡豆郡平原村最岸寺の善苗沙彌（本真尼の実弟で僧園に在籍）や徳雲寺等の緇素合計五百餘人が参集して法悦にあずかった（『寶窟』第百二輯雜録◎戒師大和上關西巡教

日記）

◆律師の垂示と授戒

翌二四日、午前八時から大鹿愍成師等のために仏戒の化・制二教等について垂示。

午後三時開場。

午後四時から十善戒授与式奉修（〳）

翌二五日午後四時、十善戒授与式奉修（〳）

◆律師の徳雲寺巡錫

二七日午前六時、大聖寺発錫。

午前九時、吉田村到着。郊外には信徒数十人・緇侶五、六人が出迎えた。どの人も鮮潔なる蓮華を捧げもち、淨心

のまことを表して律師の來着を歓迎した。

午後、徳雲寺にて侍者が前講をつとめる。

一時過ぎ和上登壇。三歸・十善戒を授与。同夜は同村の川岸の颯田甚平氏邸に掛錫。法話を行う。

◆律師の八齋戒授与

翌二八日午前八時、徳雲寺にて本真尼および徒弟四十餘名に盡形壽八齋戒授与。また近郷の浄土宗僧侶、ならびに在家有信の人々には自誓受八齋戒を授与。

この時、昌光律師からは本真尼実弟の徹門沙彌が、蓮乗院からは良善沙彌、三河を代表する律院の貞照院からは後に増上寺法主となられる徹水沙彌など、本真尼ゆかりの方々が隨喜、受戒している。

午後一時過ぎ和上登壇して法話があり三時間あまりに及ぶ。

午後五時三十分、律師は徳雲寺を發錫。

八時三十分、岡崎停車場着。暫時休憩の後、午後九時四十分の列車にて歸東（シ）

◆三河徳雲寺・糟谷氏の夜具供養

年末、律師のために夜具蒲団二枚を縫製して寄進（シ第六六雜録◎衣財等供養）

◆僧園春季授戒会

三二年（一八九九）四月二三日、菩薩戒授戒会開壇。本真尼・妙説尼・忍教尼等の諸衆が律師から受戒（シ第七十雜録◎上京受戒者）

□おわりに

今回は、以下の三点の問題を中心として、雲照律師・本真尼・正法会の三者の交流と被災地支援をめぐり、編年史的報告を試みた。

① 律師・本真尼・正法会の交流

② 明治二七年「庄内地方大地震（\*庄内地震）」救恤

③ 明治二九年「三陸地方大津波（\*三陸大海嘯）」救恤

以下、今回の取り組みで判明した諸点をまとめておきたい。

はじめに①律師・本真尼・正法会の三者の公的交流のはじまった時期、および具体的関連性などについてである。この問題について、『雲照』各巻には関連情報がまったくみあたらない。

関係記録を集大成した『藤吉』には、本真尼の本葬に際して杉山大運和上があげた弔詞を紹介するが、故人の遺徳を称揚し懐かしむ文章であるという性格上、「～また、しばしば東京雲照大和上に拝謁しその訓誡をうく。大和上、常に沙弥尼の堅操を称讚し、かつて六波羅蜜の額を書し以て授与せらる。～」（略伝／五一～五二頁）とあるのみで、具体的時期などの情報にはとぼしい。

さいわい、同書には実妹の諦真尼本葬の際、大運和上がよまれた『諦真老沙弥尼鶴林香語』が掲載され、そこには「～後にまた正法律復興するや、雲照大和上に従い法同沙弥戒を受け、心行を相続す。～」（逸話／百五一頁）という受戒の記述がみられるため、かろうじて律師と本真尼一門の間に戒法を介在する師弟関係の存在したことが知られた。本稿では、三者の交流に関する具体的経緯をさぐるため、律師と僧園直属の機関紙の『寶窟』、および律師の女性信徒組織・正法会機関紙の『法の母』に報じられた当時の記録の中から①～③関連の情報を抽出、時系列順に排列し直し、編年体の体裁を意識しつつ、当時の様子を復元紹介した。

この作業の結果、三者の交流は、少なくとも明治二六年八月、本真尼の正法会入会の時点にまでさかのぼることが判明した。つまり、この時期が三者の交流時期の下限である。

次に律師と本真尼の交流が確認できるのは、二六年十月八、九両日にわたり、僧園において開壇された律師移東後、



初の授戒会（十善会秋季菩薩戒授戒式）である。

本真尼は、以後、二七年十月七日の秋季授戒会（於、僧園。十善戒）

二八年五月五日の春季授戒会（シ）・翌六日の臨時授戒会（シ）・八齋戒）

二九年春季授戒会（シ）

三十年四月四日の春季授戒会（シ）

三一年七月二三日の三河における授戒会（十善戒）・二四日（シ）・二五日（シ）・二七日（シ）・二八日の徳雲寺における授戒会（盡形壽八齋戒）

三二年四月二三日の春季授戒会（於僧園。十善戒）にいたる各授戒会に精力的に参会、律師から親しく十善戒や八齋戒等を授与されている。

これによって、先に『藤吉』で知り得たとおり、律師と本真尼の関係が戒和上と戒弟、つまり戒法の授受をめぐる師弟関係であったことが確認できる。

ただ、残念ながらお二人や正法会を仲介した具体的人物については知るよしもない。あくまでも推測の域をでないが、あるいは維新当時の会盟以来の交流をもつ、浄土宗の高僧で持律堅固な福田行誠上人周辺の人びとの誰かではなかったかとも思われる。

いずれにせよ、律師・本真尼・正法会の公的な交流の場が僧園であり、三者の交流の軸は十善会主催の春秋二季の僧園における「授戒会」であったことが指摘できる。

次に②\*「庄内地震」の問題である。

本真尼は、二八年五月五日～六日にかけて、僧園における十善会春季授戒会に参会し、律師にしたがい受戒している。

同五月二一日、すでに用意していた援助資財を携え、山形県飽海郡酒田町におもむき\*「庄内地震」被災地の救恤施行に挺身した。

この被災地支援は本真尼の主唱によるもので、濃尾大震災以来の関係にある深見志蓮・杉山大運両和上の「慈無量講」、および三河・美濃・東京・仙台等の有志から勧募した義援資財をとりまとめ、みずから現地において施行にあたった。

初回は、尼僧の私財の金百円や手拭い・風呂敷など十八梱を携えての実施。

第二回は、一度目の施行を終えて仙台にたどり着いた本真尼一行に心を打たれた佐々木重兵衛氏一族、ならびに同市の有志から委ねられた三百十八梱の義援資財を携え、七月四日に酒田町に舞い戻り実施された。

三度目は、十二月、三河・美濃・東京・仙台等の有志から勧募した衣類三五梱をとりまとめ、酒田町におもむいて罹災者に施与している。

この折りの救恤施行の様子は、二八年五月発行の『寶窟』第七一號雑録などに詳しく紹介された。つまり、本真尼の\*「庄内地震」被災地支援の具体的な様子は、尼僧自身の口から『寶窟』編集者に伝えられ記事になったことがわかる。それゆえ、律師はいうにおよばず、僧園の一大衆や十善会員、正法会員などにとって、尼僧の救恤施行は周知の事実であった。

三番目に③\*「三陸大海嘯」の問題である。

『藤吉』は「〜そしてまたその翌年の六月には、宮城・岩手・青森の三県下にわたるいわゆる三陸のつなみに際し、その罹災者救恤のため、雲照律師をはじめ東京の名流夫人よりなる正法会員によって集められた衣類その他のものをもって、親しく災害地をたずね救恤につとめた。」（略伝／二六頁）

「〜三陸のつなみのとき、雲照律師をはじめ正法会員の方々と親しくなられた本真尼は、その後、ますます「あり

がたい尼僧さま」として多くの人々の帰依をうけられた。」(逸話／一二・夢想山本真寺／九八頁)のように、\*「三陸大海嘯」被災地支援の折りの律師・本真尼・正法会の三者の交流の様子を紹介する。

筆者は、上述のように、『寶窟』や『法の母』等の情報を整理して、律師・本真尼・正法会の三者の交流時期と具体的関係性を割り出した。その結果、尼僧の\*「庄内地震」救恤後、三者の連携による\*「三陸大海嘯」救恤が実施される前提として、にわか僧園における授戒会がクローズアップされてきた。

その理由は、(1) 戒和上の律師をはじめ授戒会執行をささえた僧園大衆、(2) 受者の一人である本真尼、(3) 同壇の受者としての正法会員や十善会員、以上三者の間に、戒法の授受を通し、ある種の信頼感にもとづく、緊密な連帯感や親近感が醸成されていた様子がかがわれるからである。

そうであればこそ、\*「三陸大海嘯」の被災地救恤の実施にあたり、病床からはなれて間もない律師がみずから筆を執り、あらかじめ書簡をしたためて尼僧を僧園に招き、実地に正法会員たちの指揮を委ね、なканづく現地における施行自体をも委託されたのではなかったか。

律師・本真尼・正法会の三者の間に流れる信頼感から、「〜当時、福田行誠上人と並び称せられた一世の高徳雲照律師をして、『檀波羅蜜に関しては本真尼に及ばない』と賞讃せしめたこの老尼こそは」(逸話／一八・諦真老尼／一二九頁)という逸話が今日にまで語り継がれるにいたったのではないだろうか。

そういった三者の関係性の延長線上、特記すべき出来事として、三一年七月二三〜二八日の六日間にわたる律師の三河地方巡錫の際、二七〜二八日の両日、本真尼が、郷里の幡豆郡吉田村の実家に隣接する自坊徳雲寺へ律師を屈請したことがあげられる。

律師は徳雲寺において菩薩戒授戒会を開壇、本真尼をはじめとする颯田一族や同地方の多くの人びとに十善戒や八齋戒を授与、また三時間におよぶ懇切な法話をおこなっている。

三者の連帯感、なかでも雲照律師と本真尼の師弟関係を理解した時、徳雲寺における授戒会の開壇はひとしお意義

深いものを感じる。

なお、前述の律師揮毫にかかる「六波羅蜜」の扁額は、今も三河の徳雲寺に大切にまもり伝えられているという。

〈キーワード〉

雲照律師 本真尼 夫人正法会 授戒会 被災地支援 庄内地震 三陸大海嘯 目白僧園